附則第二十二条を附則第二十三条とし、附則第二十一条を附則第二十二条とし、附則第二十条を附則第二十一条とする。

附則第十九条第一項中「附則第十九条第一項第二号」を「附則第二十条第一項第二号」に改め、同条を附則第二十条とする。

附則第十八条第一号中「附則第二十二条第一項」を「附則第二十三条第一項」に改め、同条を附則第十九条とし、附則第十七条の次に次の一条を加える。

（国際戦略局参事官の設置期間の特例）

第十八条　第六十七条の参事官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この政令は、令和三年七月一日から施行する。

国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年六月三十日

総務大臣　武田　良太
内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百八十八号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百二十一条」を「第百二十一条の二」に改める。

第二十一条第一項中「十八人」を「十九人」に改める。

第六十二条中「二人」を「一人」に改める。

第六十八条中「分掌し」を「つかさどり」に改める。

第百十四条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条中「七課」の下に「及び参事官二人」を加える。

第百十七条第一号中「他課」の下に「及び参事官」を加える。

百十九条第八号から第十号までを削る。

第百二十条第一号中「市街地建築課」の下に「及び参事官」を加え、同条第三号中「他課」の下に「及び参事官」を加える。

第百二十一条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、第一章第二節第三款第八目中同条の次に次の一条を加える。

（参事官の職務）

第百二十一条の二　参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌し、又は住宅局の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

一　マンション（マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二条第一項第一号に規定するマンションをいう。以下この号において同じ。）の建替え及び管理（マンションの敷地及び附属施設並びにマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第二条第一号ロに掲げる土地及び附属施設の管理を含む。）並びに除却する必要のあるマンション及びその敷地の売却に関すること。

二　民間賃貸住宅（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第二条第三項に規定する民間賃貸住宅をいう。）の管理に関すること（安心居住推進課の所掌に属するものを除く。）。

三　建築物（浄化槽を含む。）に関する基準の設定に関すること（市街地建築課の所掌に属するものを除く。）。

四　建築基準法の規定による型式適合認定、構造方法等の認定及び特殊構造方法等認定並びに浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の規定による浄化槽の型式の認定に関すること。

五　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定による建築物に関するエネルギーの使用の合理化に関すること。

六　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定による特定建築物の移動等円滑化に関すること。

七　都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による低炭素建築物の普及の促進に関すること。

八　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の規定による建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること。

第百四十三条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　船舶に関する資源の有効な利用の確保に関すること。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和三年七月一日から施行する。

（船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令の一部改正）

2　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令（平成三十一年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中国土交通省組織令第百四十三条の改正規定を次のように改める。

第百四十三条第七号中「こと」の下に「（検査測度課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第九号中「海洋汚染等」を「船舶の再資源化解体の適正な実施の確保及び海洋汚染等」に改める。

附則第九条のうち国土交通省組織令第百五十条の改正規定中「の規定」を「（平成三十年法律第六十一号）の規定」に、「及び特定船舶の再資源化解体」を「の確認、特定日本船舶の譲渡し等の承認並びに船舶所有者が自ら行う再資源化解体に係る確認及び当該再資源化解体（外国において行うものに限る。）の承認」に改め、「（再資源化解体計画の承認に係るもの及び海洋・環境政策課の所掌に属するものを除く。）」を削る。

防衛省組織令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年六月三十日

国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　菅　義偉

内閣総理大臣　菅　義偉